

# 櫻の森

## contents

- p1 新年賀詞交歓会
- p2 新年賀詞交歓会ご来賓の皆様  
新年官公署ご挨拶
- p3 渋谷区長  
新年のご挨拶
- p4 東京都行政書士会会長  
新年のご挨拶
- p5 支部長です。  
支部長活動報告
- p6 【特集】改正行政書士法について
- p7 渋谷再発見！ 明治神宮  
第3回業務研修会  
「入管手続と刑事手続の関係」
- p8 マイナンバーカード代理申請  
七士業合同相談会  
今後の支部活動予定  
新会員紹介  
編集後記

東京都行政書士会渋谷支部会報（令和8年1月31日発行）

発行人：小林 裕門

編集人：石田 裕子/鈴木 果奈/三ツ石 たまき/角川 寛樹  
/藤原 光男

発行所：東京都行政書士会渋谷支部

東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル2階

TEL：0120-015-428

URL：https://shibuya-gyosei.net/



## 渋谷支部は今年も力強く走り続けます！ 新年賀詞交歓会！

美しく澄みわたる青空の下、まるで春の訪れを思わせる穏やかな陽気に包まれた1月16日、原宿の東郷記念館において、東京都行政書士会渋谷支部並びに東京行政書士政治連盟渋谷支部の新年賀詞交歓会が開催されました。その日の午前には山手線の停電という思わぬ出来事がありましたが、幸い交通への大きな影響は見られず、新年の門出にふさわしい晴れやかな日となりました。ご参集いただいた皆様は合わせて140名。昨年の記録を更新して渋谷支部史上最多のご参加を賜りました。

石橋俊之副支部長による開会の辞をもって、新春の宴が華やかに幕を開けました。

続く小林裕門支部長の主催者挨拶では、昨年一年間における渋谷支部の新規事業や支部活動の拡充を写真やスライドを交えながら振り返りました。会場には、支部活動の積み重ねと今後への期待が自然と共有されていく空気が感じられました。

その後、東京都行政書士会副会長青池典人様、東京行政書士政治連盟副会長三木隆様よりご祝辞を賜り、6年ぶりとなる行政書士法改正にまつわるお話と行政書士制度の未来を見据えた熱意あふれるお言葉を頂戴しました。法改正という大きな転換点を迎える今、行政書士として果たすべき役割と責任をあらためて胸に刻んだ会員も多かったのではないのでしょうか。

東京都行政書士会名誉会長・東京行政書士政治連盟相談役中西豊様による乾杯のご発声の後には、当会のために特別に調理していただいた東郷カレーをはじめ、美しく盛り付けられたお料理を囲みながら、和やかな懇談のひとときとなりました。

ご臨席の国会議員の皆様、東京都議会議員の皆様、渋谷区議会議長並びに議員の皆様、渋谷公証役場公証人の皆様、そして行政書士業務を日頃より支えてくださる他土業、各業界の皆様から、温かいご祝辞を頂戴しました。行政書士の職務は、多方面の皆様との緊密な連携の上に成り立っていることを、あらためて実感しました。

支部長会副議長の加藤史郎様に続き、支部長の皆様にご登壇いただき、それぞれから心強いお言葉を頂戴しました。今回の行政書士法改正を契機として、他支部との繋がりをより一層深めてゆくことが、渋谷支部の更なる発展に欠かせないことを参加者一同あらためて共有しました。

祝宴は、森川英一監事による中締め「渋谷ハチ公八本締め」により締めくくられ、國井美樹副支部長による閉会の辞をもって60年に一度の丙午（ひのえうま）の新年賀詞交歓会は、盛会のうちにお開きとなりました。

縁起の良い年々パッケージのお土産を手に、丙午の名にふさわしい力強さで令和8年を走り続けていきたい、そんな新たな決意を胸にそれぞれが帰途につきました。

お忙しい中、万障お繰り合わせの上ご参集くださいました皆様に、心より御礼申し上げます。

皆様にとって令和8年がさらに実り多き年となりますよう祈念申し上げますとともに、またお目にかかれる機会を心より楽しみにしております。

（企画部 三木純子）



▲ 渋谷支部史上最多の140名にご参加いただきました



▲ 小林裕門  
支部長



▲ 渋谷区長  
長谷部健様



▲ 東京都行政書士会  
副会長 青池典人様



▲ 東京行政書士  
政治連盟副会長  
三木隆様



▲ 東京都行政書士会  
名誉会長 中西豊様



▲ 森川英一監事



▲ 石橋俊之  
副支部長



▲ 國井美樹  
副支部長



▲ 彩り豊かな、  
選りすぐりの  
逸品が並びました





## 新年のご挨拶

渋谷区長 長谷部 健

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

東京都行政書士会渋谷支部の皆さまにおかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

小林支部長をはじめ、役員並びに会員の皆さま方には、日頃より渋谷区政にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。昨年は、教育分野で探究「シブヤ未来科」が本格稼働し、地域や企業と連携しながら、子どもたちが主体的に学ぶ環境づくりに取り組みました。9月には『未来の学校』の第1弾、青山キャンパスが開校し、先進的なICT環境の中で子どもたちが学び、未来を切り拓く力を育む取り組みを推進しました。本年夏には「西原キャンパス」の開校を予定しています。次代を担う子どもたちが、世界に誇れる感性と知恵を磨ける環境を整えてまいります。

11月には、聴覚に障がいのあるアスリートの国際スポーツ大会「東京2025デフリンピック」が日本で初めて開催され、渋谷区内の東京体育館では開閉会式と卓球競技が行われました。この大会を契機に、手話や多様なコミュニケーション手段への理解が深まり、『ちがいをちからに変える街。』という渋谷区の未来像を、より多くの方々と共有することができました。区民観戦の機会も設け、地域全体で選手たちを応援できたことは、大変意義深いことであつたと考えております。

渋谷の街は国内外から多くの人々が訪れることで賑わいを取り戻しました。その一方で、来街者の増加に伴いポイ捨てごみが急増し、深刻な課題となりました。区では「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」を改正し、本年4月以降、テイクアウト店などにごみ箱設置を義務化するとともに、ポイ捨てには過料を科す仕組みを順次施行します。これは、街の美しさを守るために、区民と事業者が協力し合う新しい取り組みです。

経済面では、物価高騰が区民生活に影響を与えました。特にお米の価格が高止まりする中、区独自のデジタル地域通貨「ハチペイ」を活用し、お米購入時に最大50%のポイント還元キャンペーンを12月に第1弾として実施し、本年1月にも第2弾を実施いたします。区民の暮らしを直接支える施策として、多くの方にご利用いただいております。今後もきめ細かい支援策を実施してまいります。

東京都行政書士会渋谷支部会員の皆さま方におかれましては、本年も渋谷区政にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまのご健康とさらなるご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

東京都行政書士会  
会長 宮本重則

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、小林支部長をはじめ、渋谷支部の皆様におかれましては、本会の事業活動に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。昨年も約300名の役員、約8,500名の会員の皆様とともに、円滑な会務運営を行うことができました。重ねて心より感謝申し上げます。

さて、本会では「かかりつけ行政書士を都内標準にしよう!」という理念のもと、「行政書士業務のデジタル化への対応」を最重要課題として取り組んでまいりましたが、この度、「行政書士法の一部を改正する法律案」が第217回国会にて提出され、令和7年5月30日の衆議院本会議および6月6日の参議院本会議にて可決・成立いたしました。

この法改正は、会員の皆様をはじめ、行政書士制度推進議員連盟・懇話会の国会議員の先生方、総務省など関係官公署の皆様のご理解とご支援の賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

本年は、この法改正を踏まえ、以下の3つの重点項目に取り組んでまいります。

第一に、デジタル化への更なる対応強化です。法第1条の2において、「行政書士は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用等を通じて、国民の利便の向上及び業務の改善進歩を図るよう努めなければならない」との職責が新たに明記されました。これは士業法として初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されたものであり、行政手続の専門家としての役割が一層期待されるものです。本会では、デジタル関連研修の充実に加え、東京都基本電子申請システムに実装された行政書士専用代理申請システムの更なる拡充を目指し、行政手続の利便性向上に努めてまいります。

第二に、特定行政書士をはじめとした職域の拡大です。今回の法改正により、行政書士が作成していない書類に関する行政不服申立てについても、特定行政書士が代理・書類作成を行えるようになりました。これは、長年の悲願であった制度的拡充であり、行政不服審査法の理念である「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済」にも資するものです。今後は、特定行政書士による不服申立て業務の需要が増大することが予想されます。本会では、東京都をはじめとした官公署の窓口において、会員による不服申立てサポートデスクの設置や案内プレート・ポスターの掲出などを通じて、制度の周知と職域拡大を図ってまいります。

第三に、非行政書士排除と監察活動の強化です。法第19条に「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられ、非行政書士による業務の制限規定が明確化されました。これにより、会費・顧問料・コンサルティング料等も「報酬」に該当することが明示され、違法業務への対処が一層可能となります。本会では、報酬に関するガイドラインの策定を進めるとともに、ブローカー等の排除と監察活動の強化を通じて、行政書士業務の信頼性と市民・事業者の権利利益を守ってまいります。

本年も、①職域確保・拡大、②デジタル化対応、③関係機関との連携、④災害対策、⑤法改正対応・組織改革の5つの政策を柱に、会員の皆様とともに事業を推進してまいります。

結びに、渋谷支部の一層のご発展と、支部会員の皆様のご健勝・ご多幸を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

# 支部長です

## 支部長 小林裕門



恭しく新年のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては穏やかな新年を迎えられたことと存じます。旧年中は渋谷支部の諸活動に多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、皆様ご存じのように昨年は行政書士法の改正が成立し、本年1月1日から施行されました。改正法の成立にご尽力・ご協力いただいた皆様に、改めまして厚く御礼申し上げます。改正内容については今号の6ページでも特集していますので、お読みいただければ幸いです。また、3月19日(木)に品川・大田・目黒・世田谷・渋谷支部と5支部合同研修会として、日本行政書士政治連盟の常住豊会長をお招きして、「行政書士法改正と行政書士の未来」をテーマにご講演いただきます。貴重なお話が聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。

次に支部の活動に目を移しますと、昨年は3つの新しい取り組みを実現いたしました。1つめは、外部の方に開かれたイベントとして、テレビでも有名な菊地幸夫弁護士をお招きして講演会を開催しました。渋谷区在住在勤の方を中心に100名を超える方にご参加いただき、行政書士のPR、地域の方への貢献という点でとても意義深い成果を得られたものと存じます。

2つめは、法教育・キャリア教育の出前授業です。以前から世田谷区の小学校にて世田

谷支部様と共催で毎年実施してまいりましたが、昨年は渋谷区内の小学校で初めて実施することができました。また、保育園の年中長組さん向けにも「公園のきまり」についての授業をお届けしました。おそらく東京会のなかでも最年少の子どもたちに向けての実施ではないかと思えます。本年は、多種多様なバックグラウンドを持った行政書士ならではの法教育・キャリア教育の出前授業を区内の他の小中学校でもご活用いただくべく活動してまいります。

3つめは、マイナンバーカードの代理申請事業です。長らく協議を進めてまいりましたが、渋谷区から委託を受け、昨年末よりマイナンバーカードの代理申請事業をスタートすることができました。まだ数名ではありますが、利用者からは大変ご好評をいただいております。区役所に足を運ぶのが困難な方に対してきめ細やかなサービスを提供していくという区の姿勢にご協力することは、まさに「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士の使命であると考えております。これからもこうした地域社会のインフラとなるべく、活動してまいります。

結びに、皆様のますますのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、本年も支部活動にご理解とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

### 支部長活動報告

12月 2日	台東支部忘年会	6日	区内官公署新年挨拶回り	22日	港支部新年会
3日	中村たけし経済フォーラム(政連・代理出席)	7日	東京商工会議所渋谷支部新年会	同日	杉並支部新年会(代理出席)
4日	不当要求防止責任者講習	同日	東京土地家屋調査会渋谷支部新年会	同日	江戸川支部新年会(代理出席)
5日	原宿東郷記念館打ち合わせ	8日	東京都行政書士会新年会	23日	江東支部新年会
6日	調布支部年末の集い	同日	東京税理士会渋谷支部新年会	同日	中央支部新年会
12日	宮本会長を囲む会	10日	マイナンバーカード代理申請事業	同日	東京不動産鑑定士協会新年会(代理出席)
16日	渋谷区住宅政策協議会	13日	墨田支部新年会	同日	中野支部新年会(代理出席)
18日	支部長会正副議長会議	14日	暴排定例会講師打ち合わせ	24日	町田支部新年会
同日	立件・国民渋谷議員団区政報告会(政連)	同日	足立支部新年会(代理出席)	26日	田無支部新年会
19日	支部長会	同日	多摩中央支部新年会	27日	支部長会公共政策小委員会
20日	マイナンバーカード代理申請事業	15日	渋谷青色申告会新年会(代理出席)	同日	支部長会
1月 5日	渋谷区新年交歓会	同日	東京都社会保険労務士会山手統括支部新年会	同日	渋谷簡税会新年会(代理出席)
		16日	東京会常任理事会オブザーブ出席	同日	目黒支部新年会
		同日	渋谷支部新年会	28日	支部長会支部財政小委員会
		20日	北支部新年会	同日	企画部会
		21日	世田谷支部新年会	30日	東京会理事会オブザーブ出席
				同日	新宿支部新年会

## 【特集】改正行政書士法について

### ～行政書士としての使命の明確化と、専門職としての責任の深化～

この度、改正行政書士法が1月1日より施行されました。はじめに、改正にあたりご尽力いただきました皆さまには心より御礼申し上げます。

主な改正点は下記する5つです。行政書士という専門職に対する国の期待水準が、明確に引き上げられた改正であることが分かります。拙文ではございますが、5つの改正点について、条文上の変更と実務への影響を下記してまいります。

#### ① 行政書士の使命の明文化(第1条)

従来の第1条は「目的」とされていましたが、これが「使命」に改められました。これまでも行政書士の役割として同様の理念は語られてきましたが、今回の改正により、行政書士一人ひとりが使命を自覚して業務に当たる主体であることが、法律上はっきり示されたといえます。

#### ② 職責の新設(新第1条の2)

新たに第1条の2として「職責」が設けられ、「①行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。②行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。」とされました。デジタル対応が明文化されたのは、士業法として初となります。今後は、オンライン申請や電子化された手続に対応できることが「付加価値」ではなく「前提条件」となり、自己研鑽の内容も、実務とICTを結びつける力へと広げることが求められます。

#### ③ 特定行政書士の業務範囲の拡大(新第1条の4第1項第2号)

行政不服申立ての代理が可能な範囲について、「行政書士が作成した官公署提出書類」に限定されていた要件が、「行政書士が作成することができる官公署提出書類」へと拡大されました。

これまで、申請者本人が作成した申請については、たとえ内容が同じであっても、特定行政書士が不服申立てを代理することができませんでした。今回の改正により、そうした形式的な制限が取り払われ、実質的に権利救済を担う専門職としての役割が、特定行政書士に委ねられることとなります。

しかしこれは、単に「できることが増えた」という話ではありません。これまで他の職種が担ってきた不服申立ての領域を、行政書士が正面から引

き受けるということは、その分、事実認定力、法的構成力、文章力、説明責任のすべてが強く問われることを意味します。特定行政書士には、より高度な専門性と覚悟が求められます。

#### ④ 業務制限規定の趣旨明確化(第19条関係)

法第19条の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨が明確にされました。

これまで、会費やコンサル料といった名目でのグレーな運用が問題とされてきた中で、今回の改正は、行政書士業務を行政書士が担うという制度の前提を明確にしたものです。

同時にこれは、「法律に明文化された行政書士がやる以上、一定水準以上の品質が担保されるべきだ」という社会からの要請でもあります。行政書士、専門職としての自律と研鑽が、より強く求められる改正であると考えます。

#### ⑤ 両罰規定の整備(第23条の3関係)

業務制限違反や名称使用制限違反等について、行為者個人だけでなく、法人に対しても罰金刑を科することができる両罰規定が整備されました。専門職としての信頼は、個人だけでなく、組織全体で守る時代に入ったといえるでしょう。

以上、今回の行政書士法の改正について述べてまいりましたが、今回の改正全体を通じて浮かび上がるのは、行政書士に対する期待と要請です。

使命と職責を自覚し、他職種が担ってきた責任ある領域を引き受ける以上、私たち行政書士には、たゆまぬ研鑽と自己更新が不可欠となります。

私自身、今回の改正を「行政書士の権利が守られた改正」と捉えるのではなく、「行政書士としての責務と求められる能力が明確に示され、それに応え得る専門性を備えることを国から期待された改正」であると受け止めています。行政書士であればその役割を果たせるはずだ、という期待を受けた以上、私自身もその重みを自覚し、不断の研鑽をもって応えていきたいと考えています。

渋谷支部では、令和8年3月19日(木)に目黒、世田谷、品川および大田支部と5支部合同で、常住豊日政連会長を講師に迎えて研修会を開催いたします。改正に至る経緯はもちろんですが、皆さんの各業務にどのような影響が出てくるのかを、ぜひリアルで聞いていただきたいと思っております。

(広報部 藤原光男)

## 渋谷再発見！ 年のはじめに歩く、明治神宮と渋谷

渋谷区で有名な場所といえば、やはり明治神宮でしょう。今年、早速初詣で訪れた、という方も多いのではないのでしょうか。明治神宮は、初詣の参拝者数が全国一位を誇る神社として広く知られていますが、その成り立ちや特徴を改めて振り返ると、渋谷という街の意外な一面が見えてきます。

明治神宮は、明治天皇と昭憲皇太后をお祀りするため、1920年(大正9年)に創建されました。原宿駅や渋谷駅から徒歩圏内という立地にありながら、境内は渋谷・原宿・代々木にまたがり、東京ドーム約15個分に相当する広大な敷地を有しています。再開発が進み、街の姿が日々変化する渋谷において、これほど大きな緑の空間が残されていることは、この街の大きな魅力の一つといえるでしょう。

特に印象的なのが、境内を覆う豊かな森です。一見すると自然の原生林のように感じられますが、実はこの森は全国から寄せられた約10万本もの献木をもとに、人の手によって計画的に造成された人工林です。当時の林学者たちは「100年後に完成する森」を見据えて樹種を選定し、長期的な視点で植林を行いました。100年以上の時を経た現在では、多様な動植物が息づく生態系豊かな森へと成長し、冬の澄んだ空気の中では、参道の静けさが一層際立ちます。

表参道から境内へと足を踏み入れると、まず目に入るのが高さ約12メートルを誇る大鳥居です。樹齢1500年以上といわれる台湾産檜を用いた木造の明神鳥居として、日本最大級の規模を誇ります。初詣の時期には、多くの参拝者がこの鳥居をくぐり、それぞれの思いを胸に新しい一年の無事や発展を祈ります。都心の喧騒の中でありながら、ここでは自然と背筋が伸びるような感覚を覚える方も多いのではないのでしょうか。



▲ 毎年約300万人が初詣に訪れる明治神宮

境内には散策路が整備され、春夏秋冬それぞれに異なる表情を見せてくれますが、一年の始まりに訪れる明治神宮には、特有の清々しさがあります。商業や文化の最先端を行く渋谷のすぐそばにありながら、ゆったりとした時間が流れ、年末年始の慌ただしさを少しだけ忘れさせてくれます。仕事や家事に追われる日々の中で、新たな気持ちで一年をスタートさせる場所として、改めて訪れてみるのもおすすめです。

行政書士として日々「制度」と向き合う立場から見ると、明治神宮は、国民の思いと行政の計画が長い時間をかけて形となった、公共空間の象徴のようにも感じられます。年の初めにこうした場所を訪れ、社会や仕事との向き合い方を静かに見つめ直す時間は、私たち専門職にとっても大切なひとときといえるでしょう。

新しい年が、皆さまにとって実り多き一年となることを願いつつ、渋谷の中の特別な場所として、明治神宮を改めてご紹介しました。

(広報部 藤原光男)

## 入管手続と刑事手続の関係



▲ ご登壇いただいた島村洋介先生

11月27日(木)、島村法律事務所の代表弁護士 島村洋介先生を講師にお迎えし、「入管手続と刑事手続の関係」と題して今年度第3回目となる業務研修会を開催いたしました。当日は90名近くの方にご参加いただき、会場は大変な熱気に包まれました。

講義では、外国人が関わる刑事事件の現状や刑事手続の基礎知識に始まり、起訴前後の身柄の取り扱いや、判決

確定後の退去強制手続との関係など、行政書士として押さえておきたい横断的な領域について実例も交えつつ体系的に解説いただきました。特に、刑事手続進行中の在留期限到来時の対応や、有罪判決が在留資格に与える具体的な影響といった実務的な論点は、多くの参加者が熱心にメモを取られていました。

質疑応答では、まず事前に寄せられた質問に丁寧に回答いただいた後、さらに会場からも終了時間ギリギリまで挙手が続き、このテーマへの関心の高さが浮き彫りとなりました。普段の業務だけでは触れる機会の少ない刑事司法との接点を深く学べる、非常に濃密で有意義な時間となりました。

(業務研修部 奥田健一郎)

## マイナンバーカード代理申請

マイナンバーカード申請サポート・代理交付業務委託がスタートしました

昨年度より渋谷区と協議しておりましたマイナンバーカード申請サポート・代理交付業務について、このたび契約が締結され、12月20日に代理交付業務を担当しました。

本業務は、総務省および日本行政書士会連合会における調整内容に基づき、マイナンバーカードの新規取得にあたり支援を必要とする方（高齢者、障害者、長期入院者等）のうち、行政書士による支援を希望する渋谷区民

が、円滑にカードを取得できるよう支援することを目的としており、第2・第4土曜日に実施しています。

今回は無事にマイナンバーカードの交付を行うことができましたが、今後も制度への理解と知識を一層深め、渋谷区が目指すきめ細やかな行政サービスの一翼を担えるよう、誠実かつ丁寧な支援を継続していくことの重要性をあらためて実感いたしました。  
(総務部 石橋俊之)

渋谷区 HP は  
こちら



## 七土業相談会開催のご報告

12月13日(土)、今年最後となる七土業相談会が渋谷区勤労福祉会館にて開催されました。今回は、藍澤先生、寺田先生、服部先生、岩崎の4名が相談員として参加しました。

「年内に抱えている問題を整理したい」という方が多かったためか、事前予約枠の20枠はすべて埋まり、大変盛況となりました。当日は、相続、法人設立、税金、登記、離婚、不動産問題など、多岐にわたるご相談が寄せられました。

相談者の中には、国際結婚に関する手続きについて行政書士への相談を希望される方もいらっしゃり、国際業務に精通されている藍澤先生が対応され、わかりやすく

丁寧にアドバイスをされていました。

また、インフルエンザによる急なキャンセルも数件ありましたが、全体としては有意義な相談会となりました。

次回の相談会は、3月21日(土)に開催予定です。新たに相談員として登録された方々のご参加も大歓迎です！

(総務部 岩崎直美)



多くの相談が寄せられました

### 今後の 支部活動予定

2月9日(月)  
暴力団等排除対策委員会定例会

3月4日(水)  
第4回業務研修会  
「エキスパートが伝授!風管法実務で押さえておきたい核心」

3月19日(木)  
第5回業務研修会  
「行政書士法改正と行政書士の未来」～常任日政連会長をお招きしての5支部合同研修会～

3月21日(土)  
七土業相談会

4月23日(木)  
定時総会・政連定時大会

## — 新会員の皆さんです。よろしくお願いたします。 —

前号(11月30日発行)でご紹介した以降に、渋谷で開業された新入会員の方と、他支部より移転して来られた転入会員の方を紹介します。

新会員の皆さん、ようこそ渋谷支部にお越しくださいました。支部主催の研修や様々な行事に是非ともご出席ください。渋谷支部一同、一緒に頑張ってみましょう。また、相談員への登録も大歓迎です。

氏名	事務所所在地	事務所名	電話番号	新入・転入日
石井 翼	渋谷区代官山町8-7 Daiwa代官山ビル317号室	ローズスタッド行政書士事務所	090-8174-1629	R7. 11. 15
本木千津子	渋谷区代々木1-30-15-402	行政書士グレイス相続・終活オフィス	03-6821-3850	R7. 11. 28 (転入)
天野知佳子	渋谷区恵比寿1-31-2-902	日本ビザ国際行政書士事務所	050-3575-0053	R7. 12. 1

### 編 集 後 記

昨年末に九州を旅してきました。阿蘇山の広大なカルデラに圧倒され、太宰府天満宮では、相談者様のお困りごとに知恵を絞り頼りにしていただけ的存在でありたいと改めて願ってきました。長崎の平和公園では、高くそびえる祈念像を見上げながら、当たり前の日常がいかにか尊いものかあらためて実感いたしました。2026年が平和な一年となりますように。(鈴木果奈)

皆様、どのようなお正月をお過ごしになりましたか?私は毎年箱根駅伝を楽しみにしています。応援している國學院大学(出身校ではありませんが...)が大学史上最高の2位となり、これは春から縁起がいいね!と明るい今年を占っております。一方、世界ではまだ戦争や紛争が続いております。争いのない平和な一年になりますように心から祈っております。(三ツ石たまき)

今年の初詣は大きく有名な神社でなく、田舎の近所の古くて小さな神社に行きました。一日の朝にもかかわらず、人が全くいなくて静かで、逆に新鮮な気持ちになりました。

今年の抱負は一日も欠かさず毎日スケジュール通りに過ごすことにしました。色々決めて続かないことが多いので、特別なことをするよりも当たり前の事を継続することにしました。(角川寛樹)

あけましておめでとうございます。皆様、初詣での御祈願はされましたでしょうか?お願い事を唱えられた方も多いかと思いますが、実は御祈願は、「神様へのお願い」ではなく、「神様への決意表明」なのだそうです。私も祈願してまいりました。「決意だけは立派だな」と神様に笑われたいよう、1日1日を丁寧に生きて、実のある1年にしていきたいと思っております。(藤原光男)

今年は丙午(ひのえうま)の年。60年に一度巡ってくるエネルギーに満ち溢れた飛躍の年をどのように過ごしていくのか、自分自身にも関わっているように思います。何か新しいことを成し遂げようと取組む際は、あらゆるケースを想定した複眼的な対応が求められます。年齢を重ねることで経験値は蓄積されますが、自分の考えに捉われて視野が狭くならないように周囲の意見を充分取り入れて柔軟に対応していきたいと存じます。(石田裕子)